

上申書

平成24年（2012年）7月18日

福島地方検察庁

検事正 飯倉 立也 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

告訴・告発人らは、本上申書において、告訴・告発人らの平成24年（2012年）6月11日付告訴・告発状に記載した告訴・告発事実について、以下の意見を述べる。

第1 業務上過失致死罪(刑法211条1項前段)について

1. 放射能による被曝が「傷害」に当たるか。

(1) 問題の所在

本件において、被告訴人らの業務上の過失によって生じた福島原子力発電所事故により、大量の人々が放射能により被曝している。「傷害」とは、身体の生理機能の障害または健康状態の不良をいうところ、放射能による被曝による健康被害は、その影響が多種多様であり、すべての場合に直ちにガン等の影響が出るわけではない。そこで、放射能の被曝は傷害に当たるかが問題となる。

(2) 放射能の人体への影響

放射能の人体への影響は身体的影響と遺伝的影響に大別できる。高線量の放射線に被曝した場合は、被曝直後から生じる急性期の反応と数か月以降に発生する晩発性放射線障害がある。また、身体的影響は被曝量が同じでも、年齢、性別、個人差により違いがあり、とりわけ胎児や成長期の子どもは大人に比べて影響を強く受ける。

遺伝的影響は高レベルの放射線を生殖腺が受けた場合に、染色体異常や遺伝子の突然変異が生じて、ある確率で発生するものである。

放射線の人体への影響はその発生の確率の観点から、低レベルの被曝でもある確率で発生する「確率的影響」と、ある量以上の放射線を被曝しないと起こらない「確定的影響」に大別できる。

確率的影響は、その発生に確率のあるもので、少ない線量でも小さい確率ではあるが起こりうる影響であり、その点では「しきい値」（最小線量）がない。放射線による発がんや先天障害を持った子どもの発生などがこの例であり、線量が多くなればその発生確

率は増加する。本件で問題となるのはこの場合である。

確定的影響は、ある一定以上の放射線を被曝した場合にすべての人に生じる影響であり、脱毛や不妊などがこの例である。線量が増加するとその影響（反応）の重篤度は高まる。

このような放射線の作用は遺伝子レベルのものである。放射線が細胞内の水素原子にあたり電子を放出するなどして DNA を壊す。こうした DNA 上の遺伝子に対する放射線による影響により、DNA の損傷が生じる（別紙 西尾正道『放射線健康障害の真実』旬報社、2012年 抜粋）。

この DNA の損傷により、身体への影響が生じるのである。少量の放射線量であれば、傷害された遺伝子の多くは正常に修復されるが、その修復過程でミスが生じれば突然変異やガン化の原因となるし、修復できなければ、細胞死につながる。

もっとも、DNA の損傷は修復されることもある。しかし、病原菌に感染させる行為は暴行によらない傷害と解せられるところ（最判 S27・6・6 刑集 6-6-795）、感染による病気が快復したとしても傷害に当たることには変わりはない。

以上のように、放射線は DNA を損傷し、修復できなければさまざまな病気の原因となる。そうすると、放射線による被曝は、身体の生理機能の障害といわざるを得ない。

(3) 線量限度

上述のように、放射線は細胞内の水素原子にあたり、DNA に作用する。そして放射能による被曝は、ガン、遺伝的障害、非がん性疾患等の健康被害をもたらすことが明らかである（別紙 核戦争防止国際医師会議ドイツ支部『チェルノブイリ原発事故がもたらしたこれだけの人体被害 科学的データは何を示している』合同出版、2012年 抜粋）。

比較的緩やかな国際放射線防護委員会（ICRP）の集団被曝線量リスクによってでも、1mSv（ミリシーベルト）を2万人が被曝すると一人のガン死リスクがあるとしている。

ここで、シーベルトとは、被曝する放射線量を表す単位であるが、1000分の1シーベルトに当たる1ミリシーベルトが、すべての細胞（成人なら60兆個）に放射線が1本ずつ当たる量である。そうすると、100ミリシーベルトだと、すべての細胞に、それぞれ100本ずつの放射線を浴びることになるのである。

そして、法律上も一般公衆の線量限度が年間1mSv以下とされている。（原子力基本法20条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律19条（以下、放射線障害防止法という）、同施行令、同規則19条第1項第2号ハ、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）14条4項）。これは、全ての細胞に放射線が1本ずつ当たる量が基準となっているのである。

そうすると、少なくとも年間1mSvを超える被曝をした場合には、傷害に当たると解すべきである。

また、刑法211条の保護法益は、身体の保護にあるところ、DNAの損傷が保護され

ないとすると、法の趣旨を害することになる。

(4) 結論

以上より、放射能による被曝は、傷害に当たるといふべきである。

2 相当因果関係

(1) 総論

本件において、被害者（死亡・傷害目録2）は本件原発事故により放出された放射能から逃げまどい、その避難先と途中で病気の悪化または衰弱により死亡している。また、避難や被害を苦しんで自殺している（死亡・傷害目録3、4）。

事故がなければ、避難することもなかったところ、条件関係は明らかである。次に、死傷の結果まで帰責しうるか、相当因果関係が認められるかが問題となる。

相当因果関係は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断すべきである。なぜなら、そのような場合であるからこそ、行為が結果を惹起したといえるからである。そうすると、人の行為が介在した場合の判断は、①行為の危険性は行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断し、②介在事情がある場合に、それが行為によって、「支配」「誘発」されたのであれば、介在事情は通常の因果の流れを切断せず、因果関係は認められる。

(2) 避難中の双葉病院及び県内の避難先とその途中での死傷（死亡・傷害目録2）

被害者は避難先または途中での救援が間に合わず死傷しているものであるが、被害者自身の避難行為という介在事情があることから、因果関係が認められるか問題となる。

この点について、被害者らが避難したこと自体及び救援が間に合わなかったことの原因は被告訴人らの原発事故の想定、対応の不備により本件原発事故を引き起こしたことある。すなわち、加害者たる被告訴人の過失によって、避難を余儀なくさせられ、また救援が間に合わなかったといえる。

そもそも、被害者の避難行為という介在事情は、主体的に意図したものではなく、行為者の行為によって必然的にもたらされたものである。

よって、介在事情は、行為者の行為に誘発されたものであり、行為の危険性が現実化したといえる。相当因果関係は明らかである。

(3) 避難や被害を苦しんでの自殺（死亡・傷害目録3、4）

避難や被害を苦しんでの自殺について、被害者の行為が介在しているところ、因果関係は切断されるようにも思える。

しかしながら、原発事故による避難命令により、生まれ育った土地へはほぼ永久的に戻れなくなったり、酪農家においては、放射能により長年にわたって育んできた生活とかけがえのない仕事のすべてが一瞬のうちに奪われたのである。そして、失われた大地は二度と戻ることがないばかりか、大量の放射能による被曝は何十年も継続していくのである。

そして、原発事故は放射性物質の大量放出を伴い、半永久的に一定範囲の地域には放射性物質が残留しうるものであるところ、事故そのものによって、被害者の生きる希望を奪ったものというべきである。実際に、震災・原発事故後に自殺率は急増しているというのである。

このような、被害者の絶望に伴う自殺という悲惨な結果は、被告訴人らの行為により誘発されたものといわざるを得ず、行為の危険性が現実化したといえる。相当因果関係は明らかである。

(4) 結論

よって、被告訴人らの行為との因果関係は認められる。

第2 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（以下、公害罪法という）3条

1. 環境基本法13条

(1)問題の所在

環境基本法は、放射性物質による汚染の防止の措置を原子力基本法体系に委ねており（環境基本法13条）、水濁防止法、大気汚染防止法、土壌対策基本法の適用を除外している。

そこで、公害防止を目的とする公害罪法において、放射性物質による汚染が含まれるかどうか問題となる。

(2)法の解釈

結論的には放射性物質による汚染も含まれると解釈すべきである。そもそも、同条文は汚染の防止措置を原子力基本法に委ねただけであって、汚染の処罰を委ねたわけではない。しかも原子等規制法等原子力基本法体系には原子炉等の運転上の過失によって公共の危険を惹起したことを罰する規定がない。したがって、公害罪法は放射能による汚染には適用されないとする解釈すると、他の有毒物による汚染は処罰される一方、放射性物質による環境汚染のみが刑事的に不処罰ということになる。これは極めて不均衡なことと言わなければならない。

(3) 結論

以上より、本件には公害罪法の規定は適用される。

2. 「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条）といえるか。

(1) 問題の所在

本件において、東京電力福島第1原子力発電所事故における原子炉建屋の爆発等は、被告訴人らのベントの遅れ、海水注入の遅れ、ベントの設計ミス等の善管注意義務違反により起こったものである。このような行為による放射能の大量放出が、「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条1項）したといえるかが問題となる。

(2) 判例について

「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し」とは、同法制定の趣旨・目的、その経過、右規定の文理等に徴すると、工場又は事業場における事業活動の一環として行われる廃棄物その他の物質の排出の過程で、人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に何人にも管理されない状態において出すことをいうものと解するのが相当であるという判例がある（最判 S62.9.22 刑集 41-9-22）。

このように、判例が「事業活動に伴って排出」を狭く解し、同条がいわゆる事故型公害に適用されることがほぼ困難となったことには強い批判がある。

上述の判例においても、「事業活動に伴って排出」には、上述のほか、これと不可欠かつ密接に結びついている準備的、付随的な事業活動も含まれると解すべきとの長嶋裁判官の反対意見がある。かかる解釈によれば、本件も公害罪法の適用の余地は十分に認められる。なぜなら、放射性物質排出の方法であったベントとは、圧力容器または格納容器の圧が高くなり過ぎた時の排気という付随的事业活動だからである。

(3) 事業活動に伴う排出

判例のように解したとしても、本件排出が事業活動に伴う排出に当たる余地がある。

たしかに、地震及び津波による原子力発電所の爆発による放射性物質の排出は、判例のような事業活動中の一環として行われたとは言えないようにも見える。

しかしながら、ベントとは、前述のとおり、圧力容器または格納容器の圧が高まった時に予定されている作業である。問題が生じた時のリスク管理、修復作業も当然事業活動の一環であると解される。このような、事故の際に予定されていたベント等の作業は、事故のマニュアルにも記載されているのであるから、事故における作業という事業活動の一環として行われる排出というべきである。

(4) 結論

ベントによる放射能の大量放出は、「事業活動に伴って排出」（公害罪法 3 条 1 項）したといえる。

以上